

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和8年4月16日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

尾上昭則	出射 實	宮本英美	由喜門 尊
藤原由果	宇津木康文	石黒五月	藤原和正
大森茂利	久山英之		

欠席委員

太田 修

4. 農地利用最適化推進委員

山本昌明	服部千敏	松本英樹	高田和之
時實乙伊	山崎 徹	大河原律夫	佐藤辰也
岡崎 浩	田中伸五	正富清人	吉田 宏
山内桂三	小西健文	大森幹男	時岡加卓
大森文生	山本祐章	久米啓之	

欠席委員

福池正美

5. 議事に参与した者

事務局 青木 潔

事務局 木村 太郎

事務局 西村 篤志

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進
計画(案)について

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
これより令和8年度瀬戸内市農業委員会、第1回の総会をはじめます。

議長(会長) (あいさつ)

事務局 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。なお、農業委員 太田 修 委員から欠席届が出ていることを報告します。
それでは、以降の議事の進行につきましては藤原会長、よろしくお願ひします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に宮本 英美 委員、藤原 由果 委員よろしくお願ひします。それでは議題に入ります。まず第1号議案 農地法第3条許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 【1番案件～15番案件について、議案資料に基づき説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。
1番案件、2番案件について、山本委員より説明をお願いします。

山本委員 番号1について説明させていただきます。譲受人は米作りに勤しんでおられます。今回、大浦地区にある田を、数年耕作していましたが、譲渡したいという申し出がありまして、今回の案件になっております。譲受人は米作りに勤しんでいますし、周囲の皆さんも納得されていて、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。続きまして、番号2につきまして、説明させていただきます。譲受人は別荘を20年ほど前から管理されており、その別荘を譲り受けたことによりまして、隣接する土地の周りを草の管理とかずっとされてこられております。今回譲渡人が脳梗塞で倒れて、土地の管理ができなくなったので、譲渡する申し出がありまして、今回の案件になっております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 続きまして、3番案件、4番案件について、服部委員より説明をお願いします。

服部委員 3番案件の説明をいたします。譲受人は、前島で農業を頑張っており、譲渡人が相続した農地は、現在譲受人に管理してもらっている畑で、この度お互い話が決まったそうです。問題はないと思います。ご審議をよろしくお願ひいたします。4番案件の説明をいたします。譲受人は、前島で会社を経営されており、この度譲受人が相続した物件、これは親の宅地、自宅も含めて農地も全て譲受人が管理するというので、話がまとまりました。現状、農地は荒れ果てており、少しずつ手をつけてコー

ヒーを植えていくそうです。問題はないと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 続きます、5番案件について、時實委員より説明をお願いします。
時實委員 譲渡人は、家の相続をされて、相続の里には誰も作る人がおりません。あとはもう私も岡山市の方で作ることができないから、もう売りたい、処分したいということで探しておりましたら、場所が譲受人の家の前で、話をしたら、それではということで、家の前で車を置いたり、苗ものを作ったりするのに便利がいいことで話がまとまったということです。何も問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 長 続きます、6番案件、7番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員 番号6についてご説明いたします。譲受人は、距離的にも1mぐらいの距離に属する場所でございます、家庭菜園、野菜作りをしたいという風なお考えのようでございますので、現地を確認したところ別に問題ないと判断をしております。続いて7番についてご説明いたします。譲受人は色々と耕作を広くやっておられる方でございます、現地の前に温室網をしておられるわけです。ちょうど法面になっておまして、そこからの水の問題等々がありますので、今回買い取りをして水の関係も自ら調整したいと、こういうような考え方でございますので、別に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 長 続きます、8番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。
佐藤委員 8番案件の説明をさせていただきます。譲渡人の方が今回家屋敷を処分したいということで、譲渡することになりました。それに伴って隣接する田がありまして、これも同時に譲渡人の希望によって、譲渡してくれないかというところで話がまとまりました。また今後譲受人の方はその田で水田としては現在水路の関係で稲作ができないということで、そこで花でも作ろうかというお話なので問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 長 続きます、9番案件から11番案件について、岡崎委員より説明をお願いします。

岡崎委員 9番案件について説明します。譲渡人の農地は、以前からハウスがありまして、野菜を作られたり、イチゴを作られたり、色んな人が来ていたのですが、最近空き地となっております。譲受人は近くに住んでおまして、元が本庄の実家なので、そちらで家庭菜園程度はされていたのですが、ブドウ栽培をしてみたいということで、近くで農地を探していました。たまたまその近くにハウスがあつて、作りやすいということで話がまとまったそうです。問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。10番案件と11番案件ですが、この2件は隣地なので一緒に

説明させていただきます。まず11番の譲渡人は、千田川沿いに1m程度の畦のような感じで農地があります。譲受人は、この譲渡人の農地の奥に農地がありまして、そこの譲渡の農地を通りながら、自分の農地に行っていたのですが、どちらも管理がしにくいとのことで、譲受人と話がまとまったそうです。問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 長 続きまして、12番案件について、正富委員より説明をお願いします。
正富委員 12番案件についてご説明いたします。この田んぼなんですけども、以前からこの譲渡人から、譲受人の方に買って欲しくないかっていう話がずっとあったそうなんですけども、たまたまその譲受人の方が隣の田んぼを耕作されている。それでも購入して、畦を取って耕作するっていう風にしたらいいのではないかっていう話になりまして、今回のご申請になったようです。譲受人の方も専業で田んぼを耕作されている方ですので、特に問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長 長 続きまして、13番案件、14番案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の方から失礼いたします。番号13および14について説明申し上げます。本案件につきましては、譲受人が同じ法人ということで、まとめて事務局の方から説明させていただきます。本件については、譲受人とそれぞれの譲渡人との間で話がまとまったものであり、この度の3条申請となっております。皆様ご存知のところかと思いますが、譲受人につきましては、営農型太陽光発電の関係です。東須恵地区及び磯上地区内において、今回の申請地付近で既に営農されており、本件は国の認定を受けている、認定農業者が行う農地の規模拡大であるということから、この度の農地取得について問題はないと考えております。ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

議長 長 続きまして、15番案件について、時岡委員より説明をお願いします。
時岡委員 15番案件についてご説明いたします。譲受人が耕作をされております田んぼの隣が今回の譲渡人が持っておられる田んぼでして、その境が石垣になっておりまして、譲受人とすれば、その石垣が崩れるのが心配だということで、譲渡人の水田さんのところに、太陽光発電等が来た場合、石垣が心配であるので私に譲ってもらえないでしょうかということで話をしたところ、いいですよということで話がまとまったそうです。特に問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

議長 長 ありがとうございます。説明が終わりました。それでは、ただいまの第1号議案 農地法第3条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から15番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。
続きまして、第2号議案 農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 【1番案件～3番案件について、議案資料に基づき説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 1番案件について説明させていただきます。譲受人はこれがお寺さんになります。それでお寺さんの駐車場にしたいということで、話がまとまりましたので、問題ないと思います。ご審議ください。

議長 続きまして、2番案件について、大森委員より説明をお願いします。
大森委員 2番案件について説明させていただきます。譲受人が先日説明に来てくださいます。先ほど事務局から説明がありましたように、北の土地と合わせて、計6棟の建て売り分譲住宅を計画されております。地元の排水同意書にも土地水利関係に支障がないと認めます、の同意書も付いておまして、生活排水、雨水ともに、排水用水へ排水が計画されておまして、特に問題はないと思われまして。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続きまして、3番案件について、久米委員より説明をお願いします。
久米委員 3番案件についてご説明いたします。申請人は、相手方の娘さんにご結婚をされているとので、こちらに家を建てたいということで、相手方と話ができて、無償で提供するという形でお話を聞いております。また周辺の方もこの建物の建設については、特に問題ないという風なことをお聞きしておりますので、別に問題ないと思われまして。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第5条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第5条許可申請の1番案件から3番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、承認します。続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料、4頁をご覧ください。

【第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画(案) 議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただ今の第3号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、報告承認とします。審議は終了いたしました。その他の項目に入らせていただきます。事務局からお願いします。

事務局 今後の総会の予定について、令和8年度5月の通常総会は、5月14日木曜日に瀬戸内市中央公民館 1階 多目的ホールで開催予定です。6月の通常総会は、6月17日水曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。事務局からは以上です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和8年4月の総会を閉会します。ありがとうございました。

(午前10時10分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和8年4月16日

議 長 藤 原 和 正

署 名 委 員 官 本 英 美

署 名 委 員 藤 原 由 果